19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第二〇条関係）

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の自然人又は企業によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二二条関係）

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二三条関係）

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。（第二四条関係）

25　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二五条関係）

26　合同委員会を設置すること等を規定している。（第二六条関係）

27　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第二七条関係）

28　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二八条関係）

29　第七条の規定に従い、第二条、第三条又は第六条の規定により課される義務に適合しない各締約国の措置について規定している。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

◇経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書（条約第四号）（外務省）

この議定書は、我が国と欧州連合との間において、情報の電子的手段による国境を越える移転を促進し、更なる経済関係の強化を図るため、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成三〇年条約第一五号。以下「協定」という。）を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定の目次を改める。（第一条関係）

2　協定第八・七一条を改め、対象者及び個人情報の定義に係る規定を加えることを定める。（第二条関係）

3　協定第八・八一条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること等について定める。（第三条関係）

4　協定第八・八一条の次に第八・八二条として、両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認めること等に関する規定を加えることを定める。（第四条関係）

5　協定第八・六三条を削除する。（第五条関係）

6　この議定書の効力発生について定める。（第六条関係）

7　この議定書の正文等について定める。（第七条関係）

法律

都市緑地法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十号

都市緑地法等の一部を改正する法律

（都市緑地法の一部改正）

第一条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本計画（」を「基本方針及び計画（第三条の二―」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第七章　緑地保全・緑化推進法人（第六十九条―第七十四条）」を「第七章　都市緑化支援機構（第八十一条―第八十六条）
第八章　優良緑地確保計画の認定等（第八十七条―第九十四条）
第九章　雑則（第九十五条―第百十二条）
第一節　優良緑地確保計画（第百十四条）
第二節　登録調査機関等（第百十五条―第百二十条）」に改める。

第二章の章名中「基本計画」を「基本方針及び計画」に改め、同章中第四条の前に次の二条を加える。

（基本方針）

第三条の二　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三　緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四　都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五　市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3　基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。